

原子力発第15326号  
平成28年 4月 1日

愛媛県知事  
中村時広殿

四国電力株式会社  
取締役社長 佐伯 勇 人

原子炉施設保安規定変更の補正に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 補正の理由

平成28年3月24日付で変更認可を受けた原子炉施設保安規定の記述を、平成25年7月8日付事前連絡（平成27年9月28日付補正に関する事前連絡および平成28年3月22日付補正に関する事前連絡）した原子炉施設保安規定変更へ反映する。その他記載の明確化を行う。

2. 変更の概要

平成25年7月8日付事前連絡（平成27年9月28日付補正に関する事前連絡および平成28年3月22日付補正に関する事前連絡）した原子炉施設保安規定変更の記載内容の一部を補正する。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定の補正前・後の比較表

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(中略)</p> <p>第9章 非常時の措置</p> <p>第120条 原子力防災組織 ..... 9-1</p> <p>第121条 原子力防災要員 ..... 9-1</p> <p>第122条 原子力防災資機材等の整備 ..... 9-1</p> <p>第123条 通報経路 ..... 9-2</p> <p>第124条 原子力防災訓練 ..... 9-2</p> <p>第125条 通 報 ..... 9-2</p> <p>第126条 非常体制の発令 ..... 9-2</p> <p>第127条 応急措置 ..... 9-2</p> <p>第128条 緊急時における活動 ..... 9-2</p> <p>第129条 非常体制の解除 ..... 9-3</p> <p>(以下, 省略)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(中略)</p> <p>第9章 非常時の措置</p> <p>第120条 原子力防災組織 ..... 9-1</p> <p>第121条 原子力防災要員 ..... 9-1</p> <p><u>第121条の2 緊急作業従事者の選定 ..... 9-2</u></p> <p>第122条 原子力防災資機材等の整備 ..... 9-2</p> <p>第123条 通報経路 ..... 9-2</p> <p>第124条 原子力防災訓練 ..... 9-3</p> <p>第125条 通 報 ..... 9-3</p> <p>第126条 非常体制の発令 ..... 9-3</p> <p>第127条 応急措置 ..... 9-3</p> <p>第128条 緊急時における活動 ..... 9-3</p> <p><u>第128条の2 緊急作業従事者の線量管理等 ..... 9-4</u></p> <p>第129条 非常体制の解除 ..... 9-4</p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>・平成28年3月24日付原規規発第16032417号で変更認可を受けた伊方発電所原子炉施設保安規定の記述の反映(赤波下線箇所)</p>

補正前	補正後	備考
<p><u>(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等)</u>  <u>第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、関係法令を遵守し、原子力発電工作物<sup>※1</sup>の保安の監督を誠実にを行うため、次の各号に定める職務を責任もって遂行する。</u>  <u>(1) 原子力発電工作物の保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて関係責任者に対し指示、指導・助言を行う。</u>  <u>(2) 原子力発電工作物の保安上必要な場合には、関係責任者に対し指示、指導・助言を行う。</u>  <u>(3) 関係法令で定められている原子力発電工作物の溶接事業者検査および定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に基づき検査の指導および監督を行う。</u>  <u>(4) 所管官庁が関係法令に基づき行う立入検査には、原則として立会う。</u>  <u>(5) 所管官庁が関係法令に基づき行う使用前検査、定期検査には、あらかじめ定めた区分に基づき検査への立会または検査記録の確認を行う。</u>  <u>(6) その他保安の監督に必要な職務を行う。</u>  <u>2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、職務を遂行するにあたり必要に応じて関係する主任技術者と協議する。</u></p> <p><u>※1：原子力発電工作物とは、電気事業法第38条に定める事業用電気工作物のうち、電気事業法第106条に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう（以下、本条において同じ）。</u></p>	<p><u>(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等)</u>  <u>第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、関係法令を遵守し、原子力発電工作物<sup>※1</sup>の保安の監督を誠実にを行うため、次の各号に定める職務を責任もって遂行する。</u>  <u>(1) 原子力発電工作物の保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて<u>工事、維持、運用に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）</u>に対し指示、指導・助言を行う。</u>  <u>(2) 原子力発電工作物の保安上必要な場合には、<u>工事、維持、運用に従事する者</u>に対し指示、指導・助言を行う。</u>  <u>(3) 関係法令で定められている原子力発電工作物の溶接事業者検査および定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に基づき検査の指導および監督を行う。</u>  <u>(4) 所管官庁が関係法令に基づき行う立入検査には、原則として立会う。</u>  <u>(5) 所管官庁が関係法令に基づき行う使用前検査、定期検査には、あらかじめ定めた区分に基づき検査への立会または検査記録の確認を行う。</u>  <u>(6) その他保安の監督に必要な職務を行う。</u>  <u>2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、職務を遂行するにあたり必要に応じて関係する主任技術者と協議する。</u></p> <p><u>※1：原子力発電工作物とは、電気事業法第38条に定める事業用電気工作物のうち、電気事業法第106条に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう（以下、本条において同じ）。</u></p>	<p>・記載の明確化（関係責任者となる者の明確化）</p>

補正前	補正後	備考													
<p style="text-align: center;">第9章 非常時の措置</p> <p>(中略)</p> <p>(原子力防災要員)</p> <p>第121条 安全技術課長は、原子力防災要員を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>(規定なし)</p>	<p style="text-align: center;">第9章 非常時の措置</p> <p>(原子力防災要員)</p> <p>第121条 安全技術課長は、<u>原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員を定める</u>にあたり、所長の承認を得る。</p> <p>(緊急作業従事者の選定)</p> <p>第121条の2 <u>安全技術課長は、次の事項全ての要件に該当する所員および協力会社従業員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者に限る。)から、緊急作業に従事させるための要員(以下、「緊急作業従事者」という。)を選定し、所長の承認を得る。</u></p> <p>(1) <u>表121の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</u></p> <p>(2) <u>表121の2に定める緊急作業についての訓練を受けた者</u></p> <p>(3) <u>実効線量について250ミリシーベルトまでを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、第121条に定める原子力防災要員、原子力災害対策特別措置法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること</u></p> <p>表121の2</p> <table border="1" data-bbox="1439 1276 2576 1528"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法<sup>※1</sup></td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設および設備の取扱い<sup>※2</sup></td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：<u>兼用できる訓練</u></p> <p>・<u>第17条の5第1項、第17条の8第1項および第130条のうち、緊急作業の方法に関する訓練</u></p> <p>※2：<u>兼用できる訓練</u></p> <p>・<u>第17条の5第1項、第17条の6第1項、第17条の8第1項、第124条および第130条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練</u></p>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)	3時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	訓練	緊急作業の方法 <sup>※1</sup>	3時間以上	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い <sup>※2</sup>	3時間以上	<p>・平成28年3月24日付原規規発第16032417号で変更認可を受けた伊方発電所原子炉施設保安規定の記述の反映(赤波下線箇所)</p> <p>・記載の適正化(新規制基準適合性審査に係る保安規定に記載している訓練に関する条文の反映)</p>
分類	項目	時間													
教育	緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)	3時間以上													
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上													
訓練	緊急作業の方法 <sup>※1</sup>	3時間以上													
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い <sup>※2</sup>	3時間以上													

補正前	補正後	備考						
<p>(原子力防災訓練) 第124条 安全技術課長は、原子力防災組織の構成員等に対して非常事態に対処するための総合的な訓練を1年に1回以上実施し、所長に報告する。</p> <p>(規定なし)</p>	<p>(原子力防災訓練) 第124条 安全技術課長は、原子力防災組織の構成員に対して非常事態に対処するための総合的な訓練を<u>毎年度1回以上実施し、所長に報告する。</u></p> <p>(緊急作業従事者の線量管理等) 第128条の2 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、<u>次の事項を実施する。</u>  (1) <u>緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量および等価線量を表128の2に定める項目および頻度に基づき評価するとともに、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。</u>  (2) <u>原子炉施設の状態および作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</u>  2 本部長は、緊急作業従事者に対し、<u>緊急作業期間中および緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。</u></p> <p>表128の2</p> <table border="1" data-bbox="1558 945 2487 1060"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>1ヶ月<sup>※1</sup>に1回</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>1ヶ月<sup>※1</sup>に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：<u>毎月1日を始期とする。</u></p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	1ヶ月 <sup>※1</sup> に1回	内部被ばくによる線量	1ヶ月 <sup>※1</sup> に1回	<p>・平成28年3月24日付原規規発第16032417号で変更認可を受けた伊方発電所原子炉施設保安規定の記述の反映(赤波下線箇所)</p>
項目	頻度							
外部被ばくによる線量	1ヶ月 <sup>※1</sup> に1回							
内部被ばくによる線量	1ヶ月 <sup>※1</sup> に1回							

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: center;">第11章 記録および報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第132条 各課長は、表132-1に定める保安に関する記録のうち第1号および第2号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表132-1第39号、第40号、第41号、第42号、第48号および第49号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 各課長は、表132-2および表132-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 組織は、表132-4に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(変更なし)</p>	

補正前			補正後			備考
表132-1 つづき			表132-1 つづき			
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合 <sup>※1</sup>	保存期間	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合 <sup>※1</sup>	保存期間	・平成28年3月24日付原規規発第16032417号で変更認可を受けた伊方発電所原子炉施設保安規定の記述の反映（赤波下線箇所）
31. 管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量，空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	31. 管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量，空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	
32. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量，女子 <sup>※4</sup> の放射線業務従事者の4月1日，7月1日，10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回，3月間の線量にあつては3月ごとに1回，1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※5	32. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量，女子 <sup>※4</sup> の放射線業務従事者の4月1日，7月1日，10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回，3月間の線量にあつては3月ごとに1回，1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※5	
33. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る）	※5	33. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る）	※5	
34. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※5	34. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※5	
35. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間	35. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※5	
36. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日，場所および方法	その廃棄の都度	※6	36. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間	
37. 放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法	封入または固型化の都度	※6	37. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日，場所および方法	その廃棄の都度	※6	



補正前			補正後			備考																																																																									
表132-1 つづき			表132-1 つづき				・平成28年3月24日付原規規発第16032417号で変更認可を受けた伊方発電所原子炉施設保安規定の記述の反映(赤波下線箇所)																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第67条にもとづく記録)</th> <th>記録すべき場合※1</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名</td> <td>広がり防止および除去の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>39. 事故の発生および復旧の日時</td> <td>その都度</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>40. 事故の状況および事故に際して採った処置</td> <td>同上</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>41. 事故の原因</td> <td>同上</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>42. 事故後の処置</td> <td>同上</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>43. 風向および風速</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>44. 降雨量</td> <td>同上</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>45. 大気温度</td> <td>同上</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>46. 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>47. 保安教育の実施日時、項目および受け手の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>48. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td> <td rowspan="2">評価の都度</td> <td rowspan="2">※6</td> </tr> <tr> <td>49. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第67条にもとづく記録)	記録すべき場合※1	保存期間	38. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がり防止および除去の都度	1年間		39. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※6	40. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※6	41. 事故の原因	同上	※6	42. 事故後の処置	同上	※6	43. 風向および風速	連続して	10年間	44. 降雨量	同上	10年間	45. 大気温度	同上	10年間	46. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	47. 保安教育の実施日時、項目および受け手の氏名	実施の都度	3年間	48. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	※6	49. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第67条にもとづく記録)</th> <th>記録すべき場合※1</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</td> <td>封入または固型化の都度</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>39. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名</td> <td>広がり防止および除去の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>40. 事故の発生および復旧の日時</td> <td>その都度</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>41. 事故の状況および事故に際して採った処置</td> <td>同上</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>42. 事故の原因</td> <td>同上</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>43. 事故後の処置</td> <td>同上</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>44. 風向および風速</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>45. 降雨量</td> <td>同上</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>46. 大気温度</td> <td>同上</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>47. 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>48. 保安教育の実施日時、項目および受け手の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>49. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td> <td rowspan="2">評価の都度</td> <td rowspan="2">※6</td> </tr> <tr> <td>50. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第67条にもとづく記録)	記録すべき場合※1	保存期間	38. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※6	39. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がり防止および除去の都度	1年間	40. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※6	41. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※6	42. 事故の原因	同上	※6	43. 事故後の処置	同上	※6	44. 風向および風速	連続して	10年間	45. 降雨量	同上	10年間	46. 大気温度	同上	10年間	47. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	48. 保安教育の実施日時、項目および受け手の氏名	実施の都度	3年間	49. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	※6	50. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果
記録(実用炉規則第67条にもとづく記録)	記録すべき場合※1	保存期間																																																																													
38. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がり防止および除去の都度	1年間																																																																													
39. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※6																																																																													
40. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※6																																																																													
41. 事故の原因	同上	※6																																																																													
42. 事故後の処置	同上	※6																																																																													
43. 風向および風速	連続して	10年間																																																																													
44. 降雨量	同上	10年間																																																																													
45. 大気温度	同上	10年間																																																																													
46. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間																																																																													
47. 保安教育の実施日時、項目および受け手の氏名	実施の都度	3年間																																																																													
48. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	※6																																																																													
49. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果																																																																															
記録(実用炉規則第67条にもとづく記録)	記録すべき場合※1	保存期間																																																																													
38. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※6																																																																													
39. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がり防止および除去の都度	1年間																																																																													
40. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※6																																																																													
41. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※6																																																																													
42. 事故の原因	同上	※6																																																																													
43. 事故後の処置	同上	※6																																																																													
44. 風向および風速	連続して	10年間																																																																													
45. 降雨量	同上	10年間																																																																													
46. 大気温度	同上	10年間																																																																													
47. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間																																																																													
48. 保安教育の実施日時、項目および受け手の氏名	実施の都度	3年間																																																																													
49. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	※6																																																																													
50. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果																																																																															
<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に定める判断基準により、イグナイトを起動している期間</p> <p>※3：「警報装置から発せられた警報」とは、<u>省令62号第21条第1項に規定する範囲の警報(1, 2号炉)ならびに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報(3号炉)をいう。</u></p> <p>※4：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。</p> <p>※5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合、またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※6：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p>	<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に定める判断基準により、イグナイトを起動している期間</p> <p>※3：「警報装置から発せられた警報」とは、<u>省令62号第21条第1項に規定する範囲の警報(1, 2号炉)ならびに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報(3号炉)をいう。</u></p> <p>※4：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。</p> <p>※5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合、またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※6：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p>																																																																														

補正前	補正後	備考
<p>附 則（平成 25 年 7 月 1 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。 2 第 74 条の表 74-1 について，非常用発電機の運用を開始するまでは，所要の電力供給が可能な場合，他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>附 則（平成 27 年 3 月 1 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 30 日以内に施行する。</p> <p>附 則（平成●年●月●日） （施行期日） 第 1 条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。 2 この規定施行の際，使用前検査の対象となる設備に係る規定（次項を除く。）については，原子炉に燃料を装荷することができる状態になった時の工事の工程における各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。ただし，上記検査がない設備に係る規定については構造、強度または漏えいに係る検査終了日以降に適用する。 3 第 84 条（重大事故等対処設備）のうち，原子炉下部キャビティ水位監視装置に係る規定については，モード 5 の期間における使用前検査終了日以降に適用する。</p> <p>（その他の事項） 4 原子力規制委員会設置法の一部の施行により実用炉規則等が改正されたことに伴う変更に係るこの規定施行後，3号炉の初回の原子炉起動前までに，第 17 条の 5 第 1 項(2)に定める成立性の確認訓練を実施する。 5 1号炉および2号炉については，原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可および原子炉施設保安規定変更の施行までの間，原子炉への燃料の装荷は行わない。</p>	<p>附 則（平成 25 年 7 月 1 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。 2 第 74 条の表 74-1 について，非常用発電機の運用を開始するまでは，所要の電力供給が可能な場合，他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>附 則（平成 27 年 3 月 1 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 30 日以内に施行する。</p> <p>附 則（平成 28 年 4 月 1 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成●年●月●日） （施行期日） 第 1 条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。 2 この規定施行の際，使用前検査の対象となる設備に係る規定（次項を除く。）については，原子炉に燃料を装荷することができる状態になった時の工事の工程における各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。ただし，上記検査がない設備に係る規定については構造、強度または漏えいに係る検査終了日以降に適用する。 3 第 84 条（重大事故等対処設備）のうち，原子炉下部キャビティ水位監視装置に係る規定については，モード 5 の期間における使用前検査終了日以降に適用する。</p> <p>（その他の事項） 4 原子力規制委員会設置法の一部の施行により実用炉規則等が改正されたことに伴う変更に係るこの規定施行後，3号炉の初回の原子炉起動前までに，第 17 条の 5 第 1 項(2)に定める成立性の確認訓練を実施する。 5 1号炉および2号炉については，原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可および原子炉施設保安規定変更の施行までの間，原子炉への燃料の装荷は行わない。</p>	<p>・平成 28 年 3 月 24 日付原規発第 16032417 号で変更認可を受けた伊方発電所原子炉施設保安規定の記述の反映（赤波下線箇所）</p>

補正前	補正後	備考
<p align="center"><u>添付2 火災，内部溢水および自然災害対応に係る実施基準 (第17条，第17条の2および第17条の3 関連)</u></p> <p align="center"><u>火災，内部溢水および自然災害対応に係る実施基準</u></p> <p>本「<u>実施基準</u>」は，<u>火災が発生した場合，発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合およびその他自然災害が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</u></p> <p><u>1 火災</u></p> <p><u>防災課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1.1項から1.6項を含む火災防護計画を策定する。また，各課長は，火災防護計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>1.2 要員の配置</u></p> <p><u>(1) 所長は，火災の発生により災害（原子力災害を含む。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，第120条に定める組織を整備し，必要な要員を配置する。また，通常時ならびに火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</u></p> <p><u>a. 火災予防活動に関する要員</u> <u>各建屋，階および部屋等の火災予防活動を実施するため，防火・防災管理者を置く。</u></p> <p><u>b. 自衛消防組織</u></p> <p><u>(a) 火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため，統括管理者を自衛消防組織に置く。</u></p> <p><u>(b) 自衛消防組織の各班には，責任者である班長を配置し，統括管理者は自衛消防組織を統括する。</u></p> <p><u>(c) 統括管理者は，自衛消防組織が行う活動に対し，指揮，指令を行うとともに，公設消防隊との連携を密にし，円滑な自衛消防活動ができるように努める。</u></p> <p>(以下，省略)</p>	<p align="center"><u>添付2 火災，内部溢水および自然災害対応に係る実施基準 (第17条，第17条の2および第17条の3 関連)</u></p> <p align="center"><u>火災，内部溢水および自然災害対応に係る実施基準</u></p> <p>本「<u>実施基準</u>」は，<u>火災が発生した場合，発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合およびその他自然災害が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</u></p> <p><u>1 火災</u></p> <p><u>防災課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1.1項から1.6項を含む火災防護計画を策定する。また，各課長は，火災防護計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>1.2 要員の配置</u></p> <p><u>(1) 所長は，通常時ならびに火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</u></p> <p><u>a. 火災予防活動に関する要員</u> <u>所長は，各建屋，階および部屋等の火災予防活動を実施するため，防火・防災管理者を置く。</u></p> <p><u>b. 自衛消防組織</u> <u>所長は，火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため，自衛消防組織を編成する。</u></p> <p><u>(a) 所長は，自衛消防組織に統括管理者を配置し，自衛消防組織の各班（消防班（消防連絡班，消火班，消防自動車班（初期消火班を含む）で構成）および総務班（総務連絡班，避難誘導班，応急救護班で構成））には，責任者である班長を配置する。</u></p> <p><u>(b) 統括管理者は，自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括し，自衛消防組織が行う活動に対し，指揮，指令を行う。また，公設消防隊との連携を密にし，円滑な自衛消防活動ができるように努める。</u></p> <p><u>(2) 所長は，火災の発生による災害（原子力災害を含む。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，第120条に定める組織を整備し，必要な要員を配置する。</u></p> <p>(以下，省略)</p>	<p>・記載の明確化（各行為を行う者の明確化）</p> <p>・記載の明確化（火災発生時における所長の行為内容の明確化）</p>